第三十四～第三十八南極特別保護地区	（略）
第三十九南極特別保護地区	一～八　（略） 九　当該地区内に調理していない家きんを持ち込まないこと。 十～十二　（略）
第四十南極特別保護地区	一～十　（略） 十一　原則として、当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十二・十三　（略）
第四十一～四十八南極特別保護地区	（略）
第四十九南極特別保護地区	一～四　（略） 五　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。ただし、原則として、毎年十一月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行ってはならない。 六～十一　（略）
第五十～六十三南極特別保護地区	（略）
第六十四南極特別保護地区	一　（略） 二　毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、当該地区内に一回につき十一人以上、それ以外の期間は、当該地区内に一回につき十六人以上立ち入らないこと。 三・四　（略） 五　原則として、毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、航空機は当該地区内に着陸しないこと。

第三十四～第三十八南極特別保護地区	（略）
第三十九南極特別保護地区	一～八　（略） （新規） 九～十一　（略）
第四十南極特別保護地区	一～十　（略） 十一　当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十二・十三　（略）
第四十一～四十八南極特別保護地区	（略）
第四十九南極特別保護地区	一～四　（略） 五　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。ただし、原則として、毎年十一月一日から翌年の三月一日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行ってはならない。 六～十一　（略）
第五十～六十三南極特別保護地区	（略）
第六十四南極特別保護地区	一　（略） 二　当該地区内に、一回につき十五人以上（毎年四月一日から九月三十日までの期間は、一回につき十人以上）立ち入らないこと。 三・四　（略） 五　毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、単発式の回転翼航空機は指定された地点（南緯六十七度四十七分二十五秒東経六十六度四十一分四十五秒）に限り、着陸することができる。